

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年1月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第6条お客さまサービス推進室の項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 証明手数料の調定及び徴収に関すること。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)